

## 実践キャリア実務士資格認定規程新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(資格教育課程)</p> <p>第3条 資格教育課程を設置するにあたっては、大学本来の教育課程を逸脱することなく、履修できるように配慮しなければならない。</p> <p>2 資格教育課程は、本協会が学修領域ごとに定める資格到達目標を達成できるように教育課程を編成しなければならない。<u>これに当り、到達目標達成度評価制度を導入するように努めるものとする。</u>詳しくは「資格のガイドライン」の内容に準拠するものとする。</p> <p>3 大学が認めた場合は、科目等履修生が資格を取得するために必要な科目・単位を修得し、到達目標達成度評価を受けることができる。</p> <p>4 資格教育課程の開設は、原則として大学単位で行う。</p> <p>5 資格教育課程については、学則又は別途の規程もしくは細則において定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(資格授与要件)</p> <p>第11条 実践キャリア実務士の資格を取得しようとする者は、本協会が資格教育課程を認定した大学において、本協会が定める領域ごとに開発能力を含め、資格到達目標を達成しなければならない。その達成には、大学が定める資格教育課程を履修し、次表に定めるところにより、<u>所定の単位を修得しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(資格教育課程)</p> <p>第3条 資格教育課程を設置するにあたっては、大学本来の教育課程を逸脱することなく、履修できるように配慮しなければならない。</p> <p>2 資格教育課程は、本協会が学修領域ごとに定める資格到達目標を達成できるように教育課程を編成しなければならない。詳しくは「資格のガイドライン」の内容に準拠するものとする。</p> <p>3 大学が認めた場合は、科目等履修生が資格を取得するために必要な科目・単位を修得し、到達目標達成度評価を受けることができる。</p> <p>4 資格教育課程の開設は、原則として大学単位で行う。</p> <p>5 資格教育課程については、学則又は別途の規程もしくは細則において定める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(資格授与要件)</p> <p>第11条 実践キャリア実務士の資格を取得しようとする者は、本協会が資格教育課程を認定した大学において、本協会が定める領域ごとに開発能力を含め、資格到達目標を達成しなければならない。その達成には、大学が定める資格教育課程を履修し、次表に定めるところにより、<u>所定の単位を修得するとともに到達目標達成度評価基準を満たさなければならない。</u></p>

領域・資格到達目標の区分		必修科目 の単位数	選択 科目 の単 位数	合計単 位数
領 域 1	働くために必要な基礎能力を身につけ、社会と自分の関係を理解している。	2単位 以上	1 2 単 位 以上	1 6 単 位以上
領 域 2	総合的学修の体験を通じて、キャリアと能力開発の方向性を明確にすることができる。	2単位 以上	以上	

2 大学が本協会の定める到達目標達成度評価制度を導入している場合の取扱いについては、当該大学の定めるところによる。

3 選択科目は、大学が設定する資格教育課程により科目を選択して単位を修得する。

(略)

#### 附 則

1 この規程は、平成29年9月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 平成29年度に本協会に確認届を提出し、確認を受けた大学は、第11条の規定にかかわらず、原則として平成35年3月31日までは改正前の資格の取得の要件の定めるところによることができる。その後の申請手続きについては第2条の定めるところによる。

3 前項による資格認定証の申請手続、申請費用については、第12条から第17条に定めるところによる。

領域・資格到達目標の区分		必修科目 の単位数	選択 科目 の単 位数	合計単 位数
領 域 1	働くために必要な基礎能力を身につけ、社会と自分の関係を理解している。	2単位 以上	1 2 単 位 以上	1 6 単 位以上
領 域 2	総合的学修の体験を通じて、キャリアと能力開発の方向性を明確にすることができる。	2単位 以上	以上	

2 選択科目は、大学が設定する資格教育課程により科目を選択して単位を修得する。

(略)